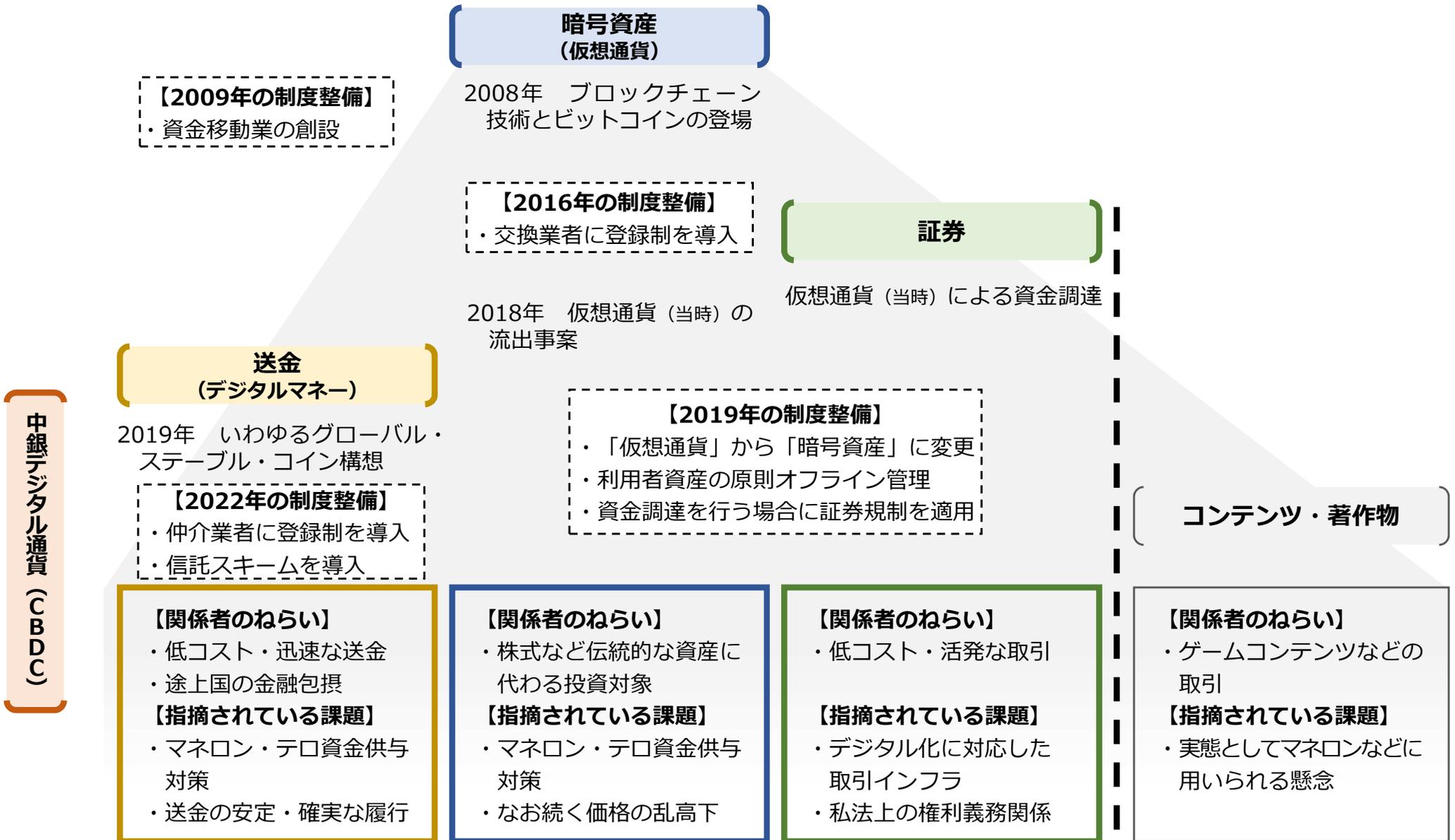


事務局資料

2022年10月4日

デジタル・分散型金融への対応のあり方等についての検討

- 社会経済全体のデジタル化が進む中、ブロックチェーン技術の活用を含め、**金融のデジタル化が加速**。
- こうした中、**民間のイノベーションを促進**しつつ、あわせて、**利用者保護などを適切に確保**する観点から、送金手段や証券商品などの**デジタル化への対応のあり方等**を検討する。



経済財政運営と改革の基本方針2022

新しい資本主義へ ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ 〔令和4年6月7日閣議決定〕（抄）

2. 社会課題の解決に向けた取組

(3) 多極化・地域活性化の推進

(多極化された仮想空間へ)

より分散化され、信頼性を確保したインターネットの推進や、ブロックチェーン^(注1)上でのデジタル資産の普及・拡大など、ユーザーが自らデータの管理や活用を行うことで、新しい価値を創出する動きが広がっており、こうした分散型のデジタル社会の実現に向けて、必要な環境整備を図る。

そのため、トラステッド・ウェブ(Trusted Web)^(注2)の実現に向けた機能の詳細化や国際標準化への取組を進める。また、ブロックチェーン技術を基盤とするNFT^(注3)やDAO^(注4)の利用等のWeb3.0^(注5)の推進に向けた環境整備の検討を進める。さらに、メタバース^(注6)も含めたコンテンツの利用拡大に向け、2023年通常国会での関連法案の提出を図る。Fintechの推進のため、セキュリティトークン(デジタル証券)での資金調達に関する制度整備、暗号資産について利用者保護に配慮した審査基準の緩和、決済手段としての経済機能に関する解釈指針の作成などを行う^(注7)。

(注1) 分散型台帳とも呼ばれ、特定の帳簿管理者を置かずに、参加者が同じ帳簿を共有しながら資産や権利の移転などを記録していく情報技術。

(注2) 特定のサービスに依存せずに、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組み。やり取りするデータや相手方を検証できる仕組み等の新たな信頼の枠組みをインターネット上に付加するもの。

(注3) Non-Fungible Token(非代替性トークン)の略称。「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能をもつもの。

(注4) Decentralized Autonomous Organization(分散型自律組織)の略称。中央集権的な存在に支配されることなく、誰でも参加可能な組織であり、取引が自動的にブロックチェーン上に記録されるため、透明性と公平性に富んでいるとされる。

(注5) 次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化されて個と個がつながった世界。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb1.0、スマートフォンとSNSに特徴付けられるWeb2.0に続くもの。

(注6) コンピューターやコンピュータネットワークの中に構築された、現実世界とは異なる3次元の仮想空間やそのサービス。

(注7) ステ이블コインに関する制度整備等の安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を含む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～ 〔令和4年6月7日閣議決定〕（抄）

V. 経済社会の多極集中化

2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ

様々な社会活動のデジタル化が進む一方、特定のプラットフォームによるデータの囲い込みや勝者総取りによる富の偏在、データの取扱いに対する不安など、結果としてデジタル空間が中央集権型となっていることに伴う問題が顕在化してきている。

こうした中、より分散化され、信頼性を確保したインターネットの推進や、ブロックチェーン上でのデジタル資産の普及・拡大等、ユーザーが自らデータの管理や活用を行うことで、新しい価値を創出する動きが広がっており、こうした分散型のデジタル社会の実現に向けて、必要な環境整備を図る。

(1) (略)

(2) ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）の利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備

ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、さらに社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、検討を進める。

(3) メタバースも含めたコンテンツの利用拡大

デジタル化、ネットワーク化を成長の機会とすべく、メタバースも含めたコンテンツの利用に関して、膨大で多種多様な著作物の利用許諾について、簡素で一元的な権利処理を可能とする措置を検討し、来年の通常国会に関連法案の提出を図る。

コンテンツ産業等の高度化を図る。

(4) Fintechの推進

事業者のセキュリティトークン（トークンという形でデジタル化された証券：デジタル証券）での資金調達機会を拡大させ、個人投資家を含めた幅広い投資家層に投資機会を提供し資産形成を促す。現在、セキュリティトークンのセカンダリー取引は、証券会社との店頭取引に限られているが、私設取引システムにおいてもセキュリティトークンを取り扱うことができるよう、速やかに制度整備を行う。

暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産を新たに追加する際、認定自主規制団体の事前審査に長期間を要している。利用者保護に配慮しつつ、審査基準の緩和を行う。

ブロックチェーン上で発行されるデジタルなアイテムやコンテンツ等のうち、同種のものが複数存在する場合、それが暗号資産に該当するかが不明確である。決済手段としての経済機能を有するか否か等を念頭に、解釈指針を示す。

フォローアップ〔令和4年6月7日閣議決定〕（抄）

IV. 個別分野の取組

4. 金融市場の整備

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

（金融DXの推進）

- ・利用者保護やマネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（マネロン等対策）を図りつつ、金融イノベーションを促進するため、早期にステーブルコインに関する制度整備を行うとともに、ブロックチェーン技術に関する国際連携や共同研究などを行う。

2022事務年度 金融行政方針〔令和4年8月31日公表〕（抄）

II. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する

3. デジタル社会の実現

スマートフォンやAPI、人工知能（AI）等の新たな技術を活用した金融サービスは、決済分野をはじめ、国民生活のインフラとして重要な役割を果たしつつあり、社会のデジタル化とともにさらなる発展が期待される。こうした動きを一層推進すべく、金融庁内でイノベーション推進の司令塔機能を担う部署とフィンテック事業者のモニタリングを担う部署の連携を強化するため両者を一体的に運用する体制に改組した。この体制の下、新たなサービスが利用者の保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、事業者等の支援を一層強化していく。

また、様々なベンチャー企業や金融機関、事業会社、業界団体と密に意見交換を行い、新たな金融サービスが利用者の保護やシステムの安全性を確保しつつ発展していくために、金融庁として取り組むべき課題の特定とその解決に努めていく。

（1）Web3.0等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組み

昨今、Web3.0やメタバースなどの、インターネットのさらなる発展に向けた動きが世界で進展している。我が国においてもこうした動きを推進すべく、金融庁として金融面から次のような取組みを行う。まずは、2022年6月の改正資金決済法の成立を受け、いわゆるステーブルコインに関する制度を着実に施行・運用する。また、暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産の自主規制団体による事前審査の合理化や、ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の暗号資産該当性に関する解釈の明確化を進める。くわえて、暗号資産（いわゆるガバナンストークンを含む）のうち発行体保有分の課税に関する課題への対応や、信託銀行による暗号資産の信託の受託（カストディ業務）を可能とする制度整備を行う。さらに、証券トークンのPTSにおける取引に関する環境整備や、分散型金融等に関する継続的な検討、最新の技術動向等の把握、世界に向けた対外発信の強化にも取り組む。

また、世界的に暗号資産市場における混乱が広がっていることを踏まえ、世界に先駆けて暗号資産等に係る制度整備・モニタリング等に取り組んできた経験を活かし、金融庁として暗号資産等に係る国際的な政策対応に貢献していく。

中央銀行デジタル通貨（CBDC）については、日本銀行は、2022年3月に基本機能に関する概念実証を完了し、同年4月から周辺機能に関する概念実証のフェーズに移行しているが、これらの進捗を踏まえつつ、金融庁としても財務省とも連携し、金融機関に与える影響等の観点から、この検討に貢献していく。

新たな金融サービスの育成・普及に向けた金融庁の取組み

- ◆ 新たな技術を活用した金融サービスは、送金・決済等の分野において国民的インフラとして利活用が進展
- ◆ 安全でより使いやすく付加価値の高いサービスの提供、世界も視野に入れた産業としての成長を、一層積極的に支援
- ◆ このため、イノベーション推進部署をモニタリング部署と統合して一体運用する組織改編を実施。制度部局と連携し、**環境整備、事業者支援、調査・研究**と多角的な取組を通じ、Web3.0等における最先端のイノベーションの実現を目指す

サービス利用者の安全性・適切なAML/CFT・金融システムの安定の確保

Web3.0等のイノベーションを金融面から支援

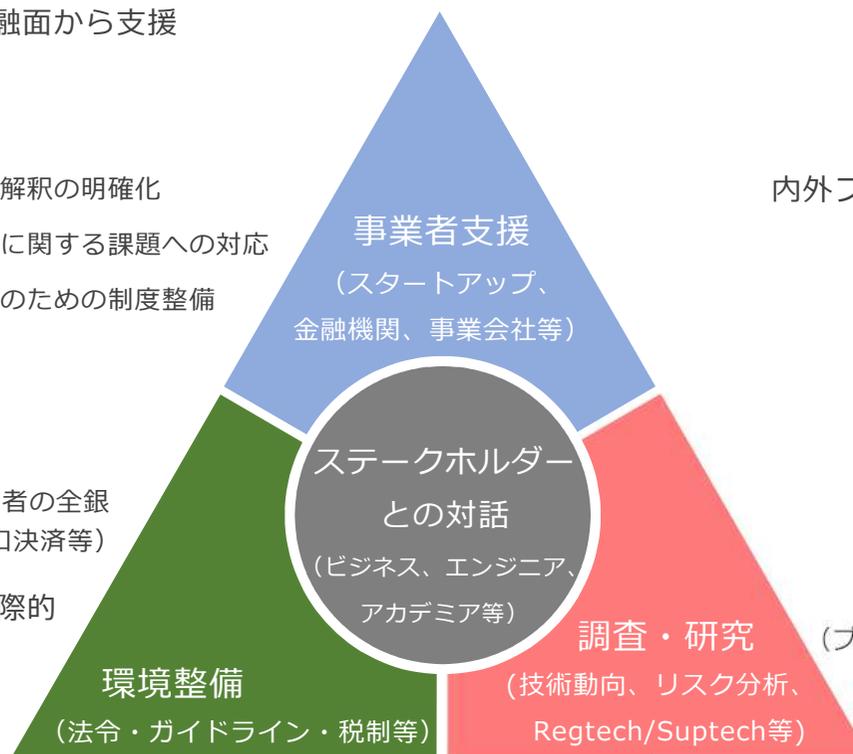
- ステ이블コイン・証券トークン
- 暗号資産の事前審査の合理化
- トークンの暗号資産該当性に関する解釈の明確化
- 暗号資産のうち発行体保有分の課税に関する課題への対応
- 信託銀行による暗号資産カストディのための制度整備

埋込型金融等の発展に向けた検討

- 金融サービス仲介法制の活用も促進

決済インフラの高度化（資金移動業者の全銀システムへの参加資格拡大、多頻度小口決済等）

公平な規制環境の実現に向けた国際的な働きかけ



- FIN/SUM
- 国内外ミートアップ
- 庁外拠点 (FINOLAB等) の活用
- 世界に向けた体外発信の強化
- Blockchain Roundtable
- BGIN (Blockchain Governance Initiative Network)

FinTechサポートデスク

FinTech実証実験ハブ

法令照会対応（グレーゾーン解消制度等）

日系フィンテック事業者と海外VC等との連携強化支援（海外展開支援）

内外フィンテック事業者と国内金融機関等との連携強化支援

金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク

デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会

調査研究プロジェクト

(ブロックチェーン国際共同研究プロジェクト等)

海外ネットワークの構築・活用

関係省庁・自治体等との連携（デジタル庁、経産省等）

国際機関等との連携・協力（FSB, FATF, OECD等）

Web3.0とは

- Web3.0に明確な定義はないが、ブロックチェーン技術等を用いたWeb1.0、Web2.0に続く新たなインターネットとして言及されることがある。

- **経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ**

～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～〔令和4年6月7日閣議決定〕

(多極化された仮想空間へ)

より分散化され、信頼性を確保したインターネットの推進や、ブロックチェーン^(注1)上でのデジタル資産の普及・拡大など、ユーザーが自らデータの管理や活用を行うことで、新しい価値を創出する動きが広がっており、こうした分散型のデジタル社会の実現に向けて、必要な環境整備を図る。

そのため、トラステッド・ウェブ(Trusted Web)^(注2)の実現に向けた機能の詳細化や国際標準化への取組を進める。また、ブロックチェーン技術を基盤とするNFT^(注3)やDAO^(注4)の利用等のWeb3.0^(注5)の推進に向けた環境整備の検討を進める。さらに、メタバース^(注6)も含めたコンテンツの利用拡大に向け、2023年通常国会での関連法案の提出を図る。Fintechの推進のため、セキュリティトークン(デジタル証券)での資金調達に関する制度整備、暗号資産について利用者保護に配慮した審査基準の緩和、決済手段としての経済機能に関する解釈指針の作成などを行う^(注7)。

(注5) 次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化されて個と個が繋がった世界。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb1.0、スマートフォンとSNSに特徴付けられるWeb2.0に続くもの。

Web3.0に関する発言

討議用

※本資料は討議の際の参考資料として作成したものであり、記載内容の正確性・完結性を保証するものではありません。

- Web3.0については、ユーザーが自分のデータやアイデンティティを管理できる、価値が1つの企業に独占されないといったメリットがあるとの指摘がある一方で、実際は中央集権的であるとの指摘や投機的金融要素と切り離せないといった指摘もある。

(出典) 報道資料等より作成

<p>Gavin Wood (イーサリアム共同創設者、Polkadot創設者、Web3造語、Web3 Foundation創設者)</p>	<p>Web3.0又はポストスノーデンwebと呼ばれる可能性があるものは、既存のものとは関係者相互の関係が根本的に異なる。…要するに、政府や組織は合理的に信頼できないため、事前の過程を数学的に強制するようにシステムを設計する。…Web3.0において、全ての取引は、匿名で安全に行われ、多くのサービスはトラストレスに行われうる。</p>
<p>Web3 Foundation (Gavin Woodが創設)</p>	<p>我々の使命は、分散型のウェブソフトウェアプロトコルのための最先端のアプリケーションを育成すること。我々のパッションは、ユーザーが自分のデータ、アイデンティティをコントロールできる分散型で公正なインターネットであるWeb3.0を提供すること。</p>
<p>Chris Dixon (ベンチャーキャピタルの暗号資産ファンドAndreessen Horowitz (a16z) のゼネラルパートナー)</p>	<p>Web 2 の価値のほとんどは、Google、Apple、Amazon、Facebook等の一握りの企業にもたらされた。…Web 3 では、所有とコントロールは分散している。ユーザーと制作者は、トークンを所有することで、インターネットサービスの一部分を所有することができる。トークンは、ネットワークの成長とトークンの価値向上という共通の目標に向かって、参加者が互いに協力するよう促す。これにより、価値が1つの企業によって蓄積され、その企業が自社のユーザー等と戦うこととなる中央集権型のネットワークの問題が解決される。</p>
<p>Vitalik Buterin (イーサリアム共同創設者)</p>	<p>現在、Web3のエコシステムで起きていることは、多くがDeFiなど金融に関することであり、匿名な口座が存在するだけで、人間のアイデンティティを表現できないため、結局のところは中央集権的な構造に根本的に依存している。完全な分散型社会を実現するためには、Soulbound Tokenと呼ばれる、譲渡不可能なWeb3固有のアイデンティティを新たに作る必要がある。</p>
<p>Elon Musk (テスラ共同創業者)</p>	<p>誰かWeb3.0を見たことがあるか。私は見つけられない。 (←Jack Dorsey氏のリプライ：aとzの間のどこか。)</p>
<p>Jack Dorsey (Twitter共同創業者、決済企業Block (旧スクエア) CEO)</p>	<p>「Web3.0」を所有しているのはあなたではない。ベンチャー・キャピタルやLPだ。そのインセンティブから逃れることはできない。結局のところ、Web3は、異なるレットルが貼られた中央集権的な組織に過ぎない。何に首を突っ込んでいるのか知っていた方がいい。</p>
<p>Molly White (ソフトウェアエンジニア、暗号資産関係の不正行為をまとめたウェブサイト「Web3 Is Going Just Great」の運営者)</p>	<p>Web3はマーケティング用語。単にブロックチェーンと呼んでいるものの新しいブランド名。…通常、仮想通貨とweb3の文脈で分散化を議論する人は、技術的な分散化に言及しているが、それは権力を分散化することと同じではない。多くの場合、実際には非常に集中化されており、VCや巨大なテクノロジー企業の多くが、このweb3でも権力を保持しようとしている。また、web3の技術を投機的な金融要素から切り離すことは困難。</p>
<p>Jemima Kelly (Financial timesコラムニスト)</p>	<p>多くの誇大宣伝された概念と同様に、非常に漠然とした用語であり、Web3について議論することさえ困難。…Web3の最も不誠実で有害な側面は、それが本当に分散化されるという嘘。Web3はインターネットを公平にしたり利益の独占を受けにくくしたりすることではなく、実際には正反対。ウェブ上に金融の新たなレイヤーを作るもの。</p>

